

「導水路はいらない！ 愛知の会」ミニ通信

No.21 (2015. 7. 10)

暑中お見舞い申し上げます。

2014年7月の地裁判決は、法衣を着た役人が画に描いたみたいな行政迎合かつ事実誤認ばかりで中味の薄っぺらなものでした。

890億円も使ってムダな「導水路」事業はきっぱり中止！をと同年8月、名高裁へ控訴の「導水路」裁判（本年6月2日結審）は、皆さまご支援のなか判決言渡しを迎えるばかりです。

控訴審では、(原告)側は証拠資料にもとづき“導水路は不要、支出は違法”と「地裁判決の著しく明白な誤り」を指摘。「違法判断の枠組」について、丹後土地開発公社事件最高裁判決に基づいて主張を展開しましたが、(被告)の愛知県側は議論を避け「新規利水」問題は沈黙、「フルプラン」等の歴史的経過を述べるばかりでした。

—会員・サポーターの皆さんへお知らせとお願い—

① 「控訴審」結審・報告集会 & 2015総会

*と き 8月22日(土) 14時(13時30分開場)～

*ところ 桜華会館(裁判所南)3階・竹の間

*記念講演 だから言ったじゃないの 水は余っている！(仮題)

*講師 渡辺泰氏(名古屋水道労働組合千種支部委員長)

② 「控訴審」判決言渡し→報告集会(於:弁護士会館)

とき/ところ 9月17日(木) 15時～地裁・1号大法廷

(※14:30～裁判所正面で事前集会→入廷行進)